



私立高校の生徒・ 保護者の皆さんへ



～ 平成30年度 私立高等学校就学支援金等 支援制度のご案内 ～

山形県では、私立高等学校で学ぶ生徒の皆さんのために、国の就学支援金制度と相まって経済的負担を軽くして修学を継続できるように、以下の制度を設け、支援しています。

※高等学校と同等程度の専修学校高等課程や各種学校に通う生徒も対象となります。

私立高等学校の生徒に対する授業料等の軽減

1 授業料負担軽減のための補助

経済的理由により修学が困難となる生徒の授業料等を軽減するため、国の就学支援金と県の授業料軽減事業費補助金で補助を行います。

奨学金とは異なり、返済の必要はありません。

●対象となる世帯・減免の月額

保護者の所得額(正確には、課税証明書などに記載されている「市町村民税所得割額」*)により決まります。

※平成30年7月以降は、「都道府県民税・市町村民税所得割の合算額」

詳しくは、次ページの表をご覧ください。

●支給方法

学校設置者(学校法人等)が補助金を受け取り、授業料に充当します。

保護者が直接受け取るものではありません。

※学校によっては、保護者がいったん授業料を納めた後、補助金相当額を返還する形式にしている場合があります。

●必要な手続き

入学時及び毎年7月頃に、申請書及び保護者の所得を証明する書類(市町村が発行する課税証明書等)を提出していただきます。詳しくは、別途学校からお知らせします。

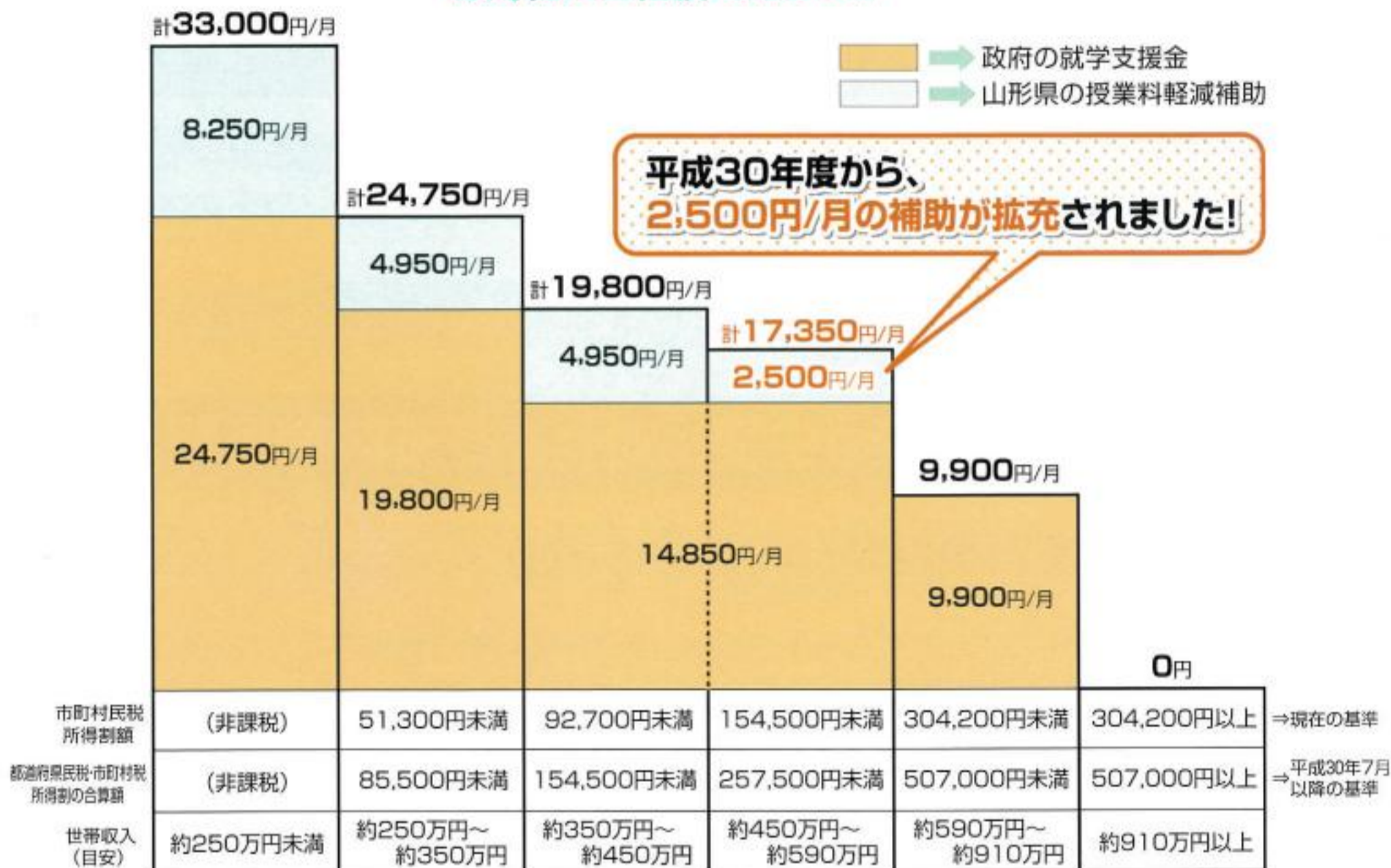
申請を行わない場合・学校が定める申請期限に遅れた場合は、受給できないことがあります。

●家計急変時への支援

事情により保護者の所得が大きく変わる場合、支給額の増が認められる場合がありますので、学校にご相談ください。

就学支援金・授業料軽減事業費補助金の支給額（月額）

対象世帯に該当するかどうかについては、各私立高等学校の事務室へお気軽にご相談ください。



※上記世帯収入区分は16歳以上～19歳未満の子1人、16歳未満の子1人の2人の子を持つ世帯をモデルとして記載。

※各学校の授業料月額が上限となります。

※平成25年度以前から高等学校に在学する生徒は、補助額が異なる場合があります。

※市町村民税所得割額、都道府県民税・市町村民税所得割の合算額、世帯収入は原則「両親の合計」となります。

2 生活保護世帯・交通遺児等の入学時納付金に対する補助

生活保護世帯・交通遺児等に該当する世帯は、入学時納付金の負担がなくなるよう生活保護費で支給される額を除く全額が補助されます。

●就学支援金等を受けるには、保護者からの「受給資格申請」が必要です!

必ず高等学校から手続きの案内がありますので、申請書を提出してください。

申請がない場合は受給できません。

また、申請が遅れた場合、全額を受給できないことがあります。

●申請時に虚偽の記載等があった場合、刑罰に処されることがあります。

授業料以外に対する支援

1 奨学のための給付金

授業料以外の教育費を軽減するため、国の「高校生等奨学給付金」制度を活用し、「山形県私立高等学校等奨学のための給付金」を交付します。

奨学金とは異なり、返済の必要はありません。

※学校の所在地にかかわらず、**保護者の在住する都道府県から支給されます。**
山形県以外の方は、お住まいの都道府県庁にお問い合わせください。

●対象となる世帯

- ・保護者全員の都道府県民税・市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯

●支給額(年額・全日制の場合)

- ・生業扶助受給世帯…**52,600円**
- ・都道府県民税・市町村民税所得割の合算額非課税世帯…**89,000円**
(平成30年度から拡充!)

※非課税世帯で、15歳(中学生を除く)~23歳の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は**138,000円**

●支給方法

県から直接保護者の口座に振り込みます。

●必要な手続き

入学後に別途学校からお知らせします。(7月頃)



2 通信制課程教科書等給与事業

働きながら私立高等学校の通信制課程に学ぶ生徒の経済的負担の軽減のため、教科書及び学習書が学校から給与される事業です。

●対象者

定職に就いている者又は1年間に150日以上かつ500時間以上のパート又はアルバイトに就いている者

●給与対象

履修に必要な教科書及び学習書(全部)



奨学金の貸与

勉強意欲がありながら、経済的理由により高等学校での修学が困難な生徒を支援するために、奨学金を貸与します。(募集期間：毎年4月～6月中旬)

制 度	利 子	貸与資格等
高等学校奨学金 育英奨学金	無 利 子	学力基準を重視
高等学校奨学金 特別貸与奨学金	無 利 子	家計基準を重視

貸 与 月 額		
公 立 等	自宅通学…18,000円	自宅外通学…23,000円
私 立	自宅通学…30,000円	自宅外通学…35,000円

奨学金に関する問い合わせは

山形県教育庁 高校教育課 経理・奨学金担当
電話 023-630-2052



お問い合わせ窓口

- 申請の時期や手続き方法、授業料の支払いに関することは、各私立高校にお問い合わせください。
- 各支援制度に関するお問い合わせは(奨学金に関することを除く)

山形県総務部 学事文書課 私学宗務担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

電話 **023-630-2191・2670**